

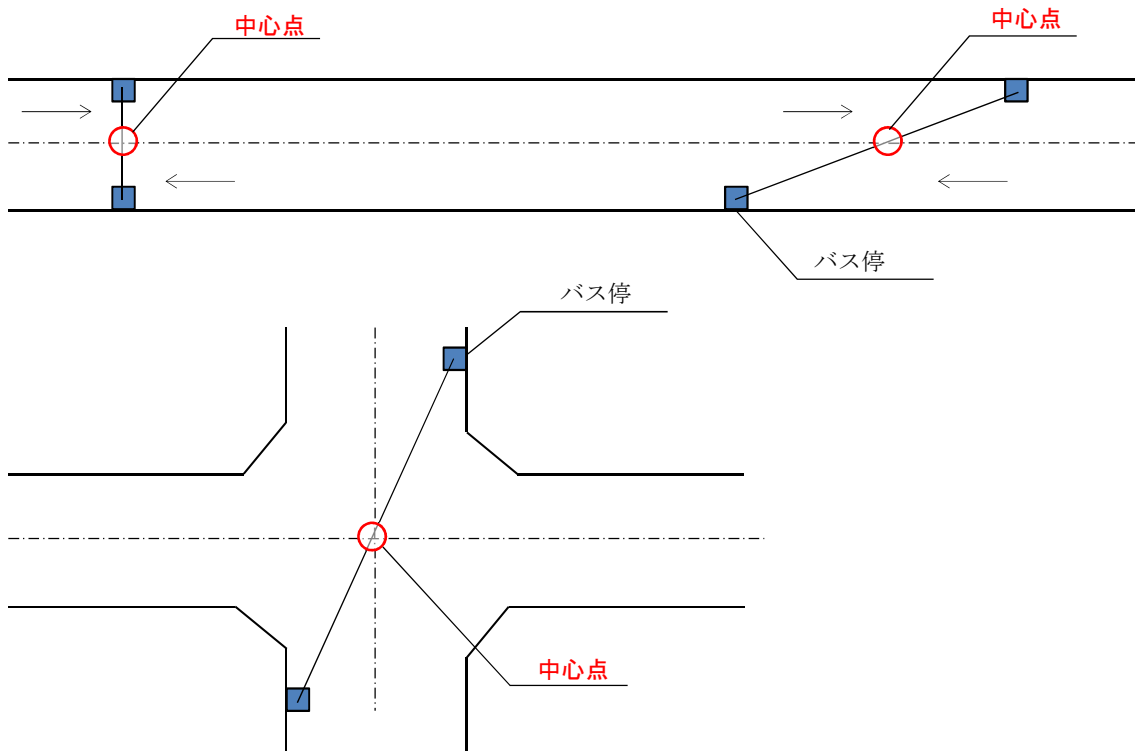
巻末資料3 中心点の設定の考え方

○地域拠点における都市機能誘導区域の中心点の考え方

日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となる鉄軌道駅やバス停としました。

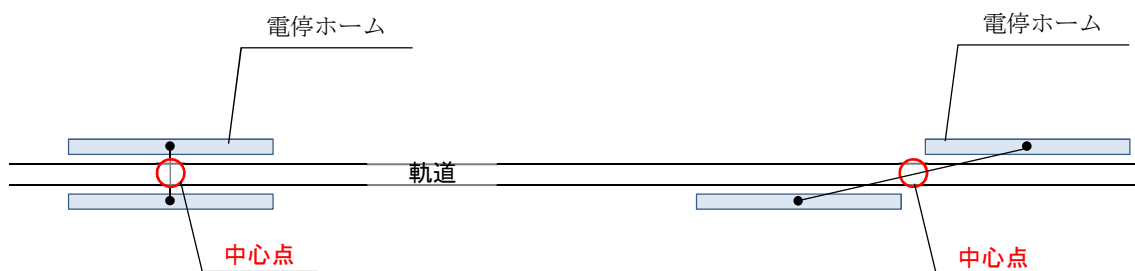
【バス停】

- ・上り、下りバス停間を結ぶ線分の中心点としました。



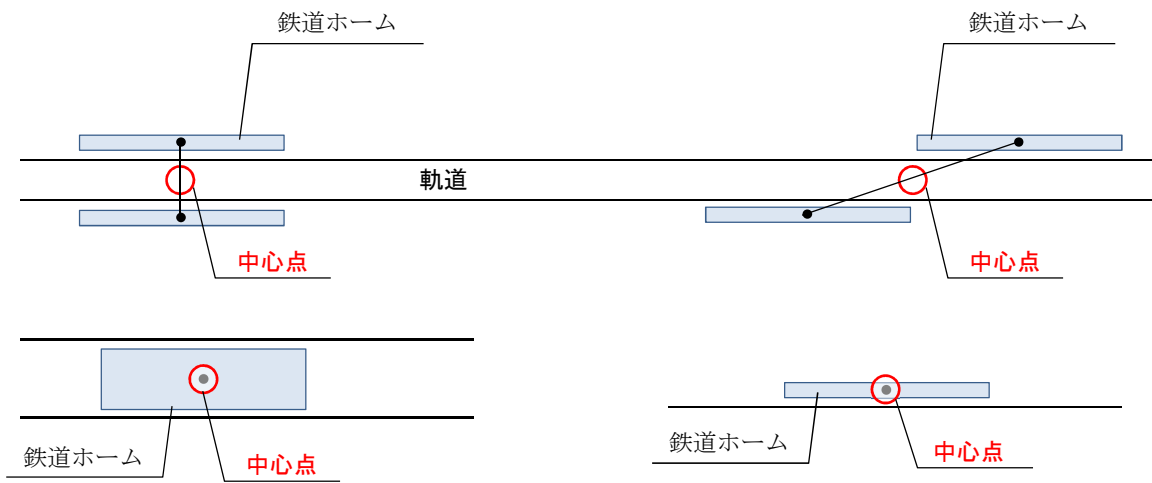
【市電】

- ・上り、下り電停ホームの中心間を結ぶ線分の中心点としました。



【鉄道（JR・熊本電鉄）】

- ・上り、下り電停ホームの中心間を結ぶ線分の中点としました。

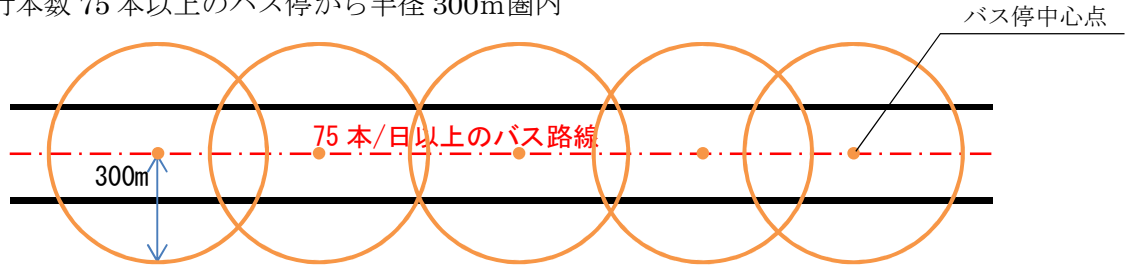


○居住誘導区域における中心点の考え方

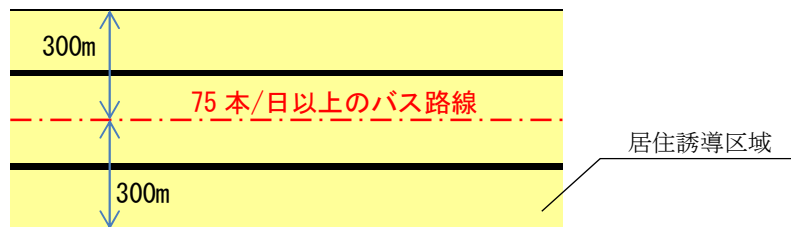
居住誘導区域の中心点は、交通の要衝となる鉄軌道駅やバス停としました。

【バス】

- ・運行本数 75 本以上のバス停から半径 300m 圏内

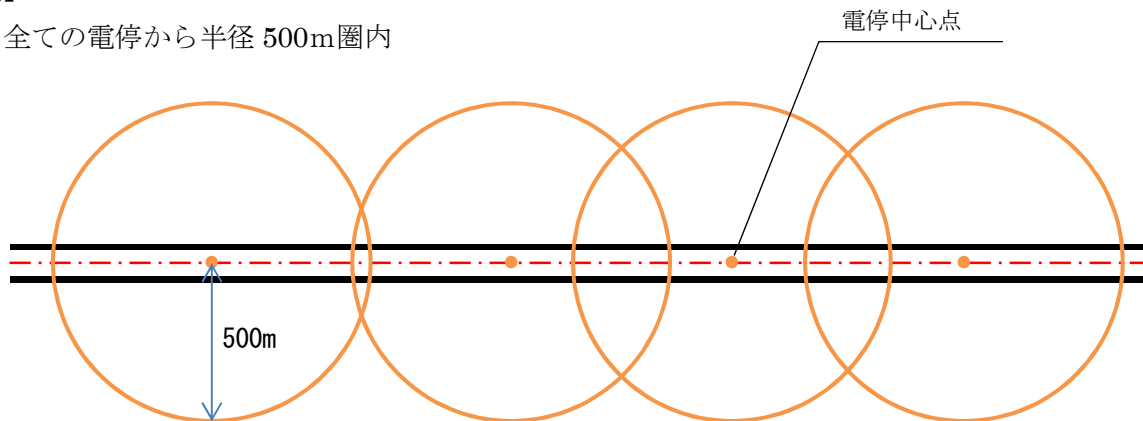


- ・バス停からの半径 300m 圏は連続することから、「運行本数 75 本以上のバス路線の道路中心から半径 300m 圏内」として設定しました。

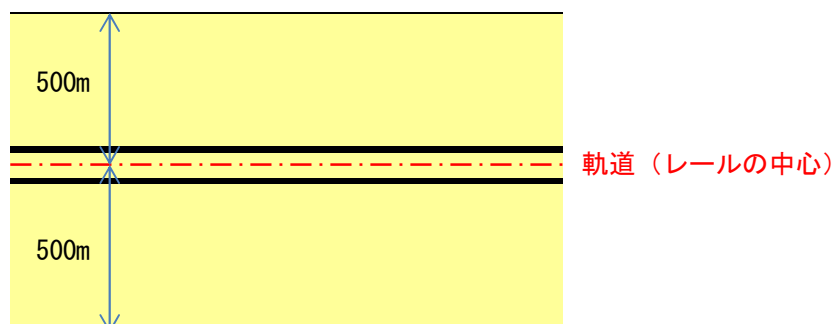


【市電】

- ・全ての電停から半径 500m 圏内

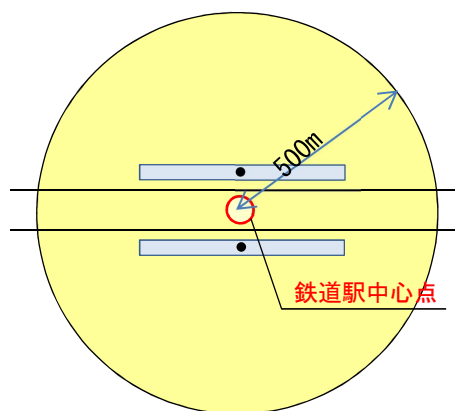


- ・電停からの半径 500m 圏は連続することから、「全ての市電軌道（レールの中心）から半径 500m 圏内」として設定しました。



【鉄道（JR・熊本電鉄）】

- ・全ての鉄道駅から半径 500m 圏内
- ・中心点の設定は、都市機能誘導区域の設定と同じとしました。



巻末資料4 Q&A

立地適正化計画についての、Q&Aを作成しました。

【立地適正化計画について】

Q1 立地適正化計画とは？

平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は、閣議決定された都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」（以下、本計画という）を作成することができることになりました。

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

Q2 立地適正化計画はなぜ必要なのか？

熊本市ではこれまで、人口増加やモータリゼーションの進展等を背景に市街地が拡大してきました。拡大した市街地のままで、人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

このことから、人口減少・超高齢社会に適応可能な都市づくりを進める必要があります。具体的には、都市の骨格を形成する、都市機能誘導区域(中心市街地、地域拠点)を地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体の暮らしやすさを維持するとともに、市全体の交流促進により都市そのものの魅力の向上を図り、都市活力を維持するため立地適正化計画を策定します。

Q3 拡散した市街地で人口が減少し人口密度が低下すると、どのようなことが生じるのか？

居住地周辺から医療・商業等の日常生活サービス機能が失われてしまう恐れがあり、身近に利用できなくなることで日常生活に支障が生じる可能性があります。

また、公共交通の利用者が減少してサービス水準（路線数、運行本数等）が低下すると、今後増加が想定される自動車を自由に利用できない人（高齢者等）にとって、移動しにくく暮らしにくいまちになります。

さらに、空き地・空き家の増加等も懸念され、防犯面の問題が生じる可能性もあります。

Q4 都市機能誘導区域だけに日常生活サービス機能を集めるのか？

都市機能誘導区域だけに日常生活サービス機能を集めるものではありません。

人口減少下においても、郊外部を含む広域的な地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として、都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保しておくことで、市民の暮らしやすさを維持します。

Q5 居住誘導区域だけにしか住んではいけないのか？

市民のライフスタイルや居住地選択の条件は様々であることから、居住誘導区域だけにしか住んではならないものではありません。

しかし、人口減少下においても日常生活サービス機能や公共交通を維持していくためには、これらの利用者を確保する必要があります。そのため、都市機能誘導区域や公共交通沿線を居住誘導区域として設定し、一定の人口密度を維持するものです。

Q6 熊本市の都市づくりの方針は？

熊本市では都市マスタープランにおいて、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも、長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりを目指し、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げています。

熊本市における都市づくりの基本方針は、この多核連携型の都市づくりであり、その基本的な方向性については、都市マスタープランで示されているところです。

熊本市立地適正化計画は、熊本市が目指す多核連携都市の実現のために策定するものであることから、都市づくりの基本方針は、都市マスタープランに準じて「多核連携都市」の実現を目指します。

Q7 熊本市の公共交通ネットワークはどのように考えているのか？

熊本市が描く公共交通ネットワークの将来像は、中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸を基幹公共交通軸と位置づけ輸送力、定時性、速達性の強化を図るとともに、日常生活の移動を支えるバスの路線網再編やコミュニティ交通への対応を図ることとしています。【具体的施策等については地域公共交通網形成計画等で検討中】

Q8 地域生活圏内から都市機能誘導区域までのアクセスはどのように考えているのか？

地域生活圏内には、郊外部における公共交通空白地域等がありますが、都市機能誘導区域までの交通手段は、複数の交通手段（自家用車、路線バスなど）を選択できる人は、いずれかの交通手段でアクセスすると考えています。

一方で、自動車を自由に利用できない人（高齢者等）の増加が見込まれるため、地域の特性や住民ニーズに合った交通手段の検討が必要と考えています。

Q9 将来の交通体系はどのように考えているのか？

市街地部では、公共交通や自転車の利用を促進するため、基幹公共交通軸を形成し、公共交通を主体とした交通体系へ転換することが必要です。

周辺部では、自動車交通の円滑化を図る一方で、運行効率化によるバス路線の維持や基幹公共交通軸の整備により、自動車交通と公共交通とが共存する効率的な交通体系を構築することが必要です。

郊外部では、自動車交通が主体となっており、地域間の円滑な移動を確保する一方で自家用車利用が困難な人の移動支援や基幹公共交通軸と連携されたコミュニティ交通の充実を図ることが必要です。

【熊本都市圏都市交通マスタープラン、地域公共交通網形成計画等（作成中）により推進】

Q10 熊本市の立地適正化計画の目的は？

「熊本市の現在の暮らしやすさや魅力を、人口減少・超高齢社会においても維持する」「熊本都市圏の発展を牽引するため長期的に都市活力を維持する」としています。

Q11 多核連携都市の実現にて見込まれる効果は？

以下の効果を見込んでいます。

- ◇ 地域拠点等に生活サービスを維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性が向上し、日常生活の利便性が確保される。
- ◇ 日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在する、高齢者が歩いて暮らせる都市構造が形成されることで、元気高齢者が増え、社会保障費の抑制、地域コミュニティの維持・活性化等に繋がる。
- ◇ 暮らしやすい都市環境が形成されることで、都市としての魅力が向上し、企業誘致が促進され、雇用の場が創出される。
- ◇ 中心市街地における都市機能の維持・確保などにより、熊本ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加に繋がる。
- ◇ 都市経営の効率化（公共施設等の統廃合・超寿命化など）により、行政サービス水準が一定程度確保される。

Q12 熊本市における多核連携都市に向けた対応

- ◇ 多極型
 - ・ 中心市街地と15箇所の地域拠点に都市機能を維持・確保する
 - ・ 日常生活サービスを地域拠点等に維持することで、その拠点を生活圏とする郊外部も含め、市民の生活利便性の確保を図る
- ◇ 全ての人口の集約を図るものではない
 - ・ 熊本市の魅力の一つである、自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の地域コミュニティの維持・活性化を図る
- ◇ 誘導による集約
 - ・ 強制的な集約ではなく、地域拠点や利便性の高い公共交通沿線等の区域において、良好な居住環境を提供することにより、居住の促進を図る
- ◇ その他
 - ・ 関係団体等との連携を図り、女性が働きやすく安心して子育てできる環境づくりや、地域コミュニティ活動の促進等に取り組む

Q13 立地適正化計画の位置づけと他計画との関係は？

立地適正化計画は、熊本市総合計画、熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即するとともに、第2次熊本市都市マスタープランとの調和が保たれたもので

なければなりません。

また、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされます。

さらに、国が推奨する多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、公共交通分野との連携が必須であるとともに、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画と連携する必要があります。

Q14 立地適正化計画の区域は？

本計画の区域は都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、熊本市内の都市計画区域とします。ただし、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域外も分析・評価の対象とし、都市計画区域外への施策展開も視野に入れるものとします。

Q15 都市計画区域の一部のみを立地適正化計画の区域とすることはできますか？

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。

Q16 熊本市立地適正化計画の計画期間は？

本計画の期間は、熊本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた「第2次熊本市都市マスタープラン」の目標年次である平成37年（2025年）とします。ただし、都市構造の将来像である「多核連携都市」の実現には、非常に長期的なスパンを要するため、目標年次を超えた将来見通しにおける分析等を行います。

Q17 熊本市の将来人口は？

熊本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略とあわせて人口ビジョンが策定されており、将来の人口推計が示されています。（策定中）人口ビジョンは、平成62（2050）年を対象期間としており、熊本市が分野横断的施策を戦略的に展開した場合の将来推計人口と、趨勢のまま推移した場合の将来推計人口が示されています。

熊本市が目指す将来人口は、平成62（2050）年で約69.9万人（H27.10.29現在）を目指しており、この目標の実現に向けて各種施策を戦略的に展開していく予定です。

本計画は、人口減少下であっても暮らしやすい都市を実現することであるため、将来の都市構造を検討するにあたっては、人口ビジョンにおける趨勢のまま推移した場合の将来推計人口約64.2万人（H27.10.29現在）を用いることとします。なお、人口ビジョンについては、新たな国勢調査が行われる時点（5年毎）で更新を予定しており、本計画の見直しでは、その時点の最新の人口ビジョンを用いることとします。

【都市機能誘導区域・誘導施設・居住誘導区域について】

Q18 都市機能誘導区域とは？

都市機能誘導区域とは、医療・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサ

ービスを的確に受けることが出来る区域です。

熊本市では、都市機能誘導区域を設定し、必要な生活サービス機能を維持・確保することで、市民の日常生活の利便性を確保するものであり、人口減少が進行した場合において、地域生活圏に居住する住民の暮らしの最後の砦となると考えています。

Q19 都市機能誘導区域外には、医療や商業施設は立地できなくなるのか？

都市機能誘導区域を設定することにより、誘導区域外への誘導施設を立地する場合には、行政への届出が必要となるものの、規制が生じるものではありません。

都市機能誘導区域内に誘導施設を立地する民間事業者は、インセンティブ（支援施策）を受けることが可能となるものです。

Q20 立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方を定める必要がありますか？

立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方を定めることが必要です。

Q21 都市機能誘導区域を、居住誘導区域の外側に設定することはできますか？

都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

Q22 都市機能誘導区域は、どこですか？

第2次熊本市都市マスタープランに位置づけた中心市街地及び15箇所の地域拠点の区域としています。中心市街地の区域は、2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に定める区域（約415ha）です。

地域拠点の都市機能誘導区域は、地域拠点の800m圏内の工業地域及び工業専用地域を除いた市街化区域内とし、災害リスクが高い地域を除いて設定しています。

Q23 都市機能誘導区域の境界800mや居住誘導区域が土地を分断する場合はどうするのですか？

800mの境界がかかる土地については、一体的な建築行為を行う土地は都市機能誘導区域の対象としません。

Q24 都市機能誘導区域、居住誘導区域はいつの時点を基準するのですか？

平成27年時点の区域として、座標で管理します。

Q25 誘導施設とは？

誘導施設（都市機能誘導区域に誘導すべき施設）は、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、全ての都市機能誘導区域内に各機能

1 施設は維持・確保しておく、日常生活に最低限必要な施設です。

熊本市立地適正化計画の誘導施設は、市政アンケートや市民懇話会の結果、さらに熊本市の都市活力の発展などを踏まえ、以下の施設とします。

1) 人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保しておく、日常生活に必要な施設

機能	誘導施設	補完施設 (誘導施設が持つ機能を補完する施設)	
		商業機能	生鮮食料を取り扱う、延床面積 1,000 m ² 以上の商業施設 (共同店舗含む)
医療機能	内科、外科・整形外科、小児科、歯科を診療科目とする、病院、診療所		
金融機能	入出金可能な、 銀行等	コンビニエンスストア	

2) 熊本都市圏の中心都市として、質の高い芸術・文化、幅広い交流等を提供する役割を担っていることから、2 期中心市街地活性化基本計画(熊本地区)において位置付けた、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設

Q26 日常生活に必要な施設とは？

市政アンケートや市民懇話会では、身近に欲しい日常生活サービスとして、商業、医療、金融施設が多く、次いで公共、教育文化、子育て支援、高齢者福祉施設を求める声をいただきました。

日常生活に必要な機能としては、これら全てが想定される場所ですが、市民の多くが求める商業、医療、金融施設は、地域生活圏の全ての居住者が日常的に利用する施設であり、日常生活に最低限必要な施設であると考えられるため、誘導施設として位置づけます。

Q27 高齢者福祉施設、子育て支援施設等は都市機能誘導区域に立地しなくてよいのか？

公共施設、教育文化施設等の付加的サービス施設や、高齢者福祉施設、子育て支援施設等の利用者が限られる施設については、今回、誘導施設としての位置付けは行いません。

高齢者福祉施設、子育て支援施設等の施設についても、都市機能誘導区域内に立地されることで、その施設を必要とする人にとっての暮らしやすさは維持・確保されることから、これらの施設についても、今後、都市機能誘導区域などの生活利便性が高いエリアへの立地について、関係機関等と連携を図っていきます。

今後、それぞれの施設の整備計画等において、都市機能誘導区域内への施設の立地が計画される場合には、誘導施設と位置付けることを検討します。

Q28 高次都市機能を提供する施設とは？

2 期中心市街地活性化基本計画(熊本地区)において位置付けた、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設を誘導施設とします。

Q29 日常生活に必要な誘導施設とは？

全ての都市機能誘導区域内に各機能1施設は維持・確保しておく、日常生活に必要な誘導施設は以下のとおりとします。

○商業機能

- ・生鮮食料を取り扱う、延床面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗含む）

○医療機能

- ・内科、外科・整形外科、小児科、歯科を診療科目とする、病院、診療所

○金融機能

- ・入出金可能な銀行等

Q30 誘導施設（維持）とは？

800m圏内に現在立地している施設で、かつ、都市機能誘導区域内に立地している施設は、“誘導施設（維持）”としています。

Q31 誘導施設（確保）とは？

800m圏内に商業機能及び医療機能が立地していない場合、また、800m圏内に金融機能が立地していない場合、かつ、800m圏内にコンビニエンスストアが立地していない場合、“誘導施設（確保）”としています。

Q32 補完施設とは？

都市機能誘導区域には存在しないが、徒歩・自転車で移動可能な範囲の800m圏内に当該機能を有する施設は補完施設（誘導施設を補完する施設）とします。なお、コンビニエンスストアは金融機能を担う施設となるため、800m圏内にあれば、金融機能を補完する施設とします。

Q33 公共施設は誘導施設か？

公共機能については、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想において、住民票など関係証明書が入手可能な行政サービス施設（区役所、総合出張所、出張所等）は地域拠点に求められる都市機能としていますが、現在、コンビニエンスストアでの関係証明書発行システムを構築中であるため、本計画では、誘導施設には含めません。

Q34 居住誘導区域とは？

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても都市機能やコミュニティが持続的に維持されるよう一定のエリアにおいて人口密度を維持する区域です。

Q35 居住誘導区域を、市街化区域全域に設定することはできますか？

居住誘導区域は、将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきです。このため、今後、

人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではありません。

Q36 居住誘導区域の考え方は？

居住誘導区域は、第2次都市マスタープラン地域別構想において示された「居住促進エリア」の考え方を基本として区域を設定します。ただし、災害リスクが高い地域については区域には含めません。

Q37 災害リスクが高い区域とは？

熊本市立地適正化計画における災害リスクが高い地域は下記に示す区域とします。

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 災害危険区域（居住の用に供する建築物の建築が禁止されている区域）

その他、津波災害警戒区域等、都市計画運用指針において災害リスクが高い地域として示される区域については、その区域指定の都度、居住誘導区域からの除外を検討するものとします。

Q38 バス路線などが変更になった場合はどうするのか？

「熊本都市圏交通マスタープラン」において検討される基幹公共交通軸や、「地域公共交通網形成計画及び実施計画」において検討されるバス路線網の再編・公共交通サービス水準等との整合を図ります。

Q39 市街化調整区域に地区計画を定めた場合、そこに居住誘導区域を設定することはできますか？

市街化調整区域内には、居住誘導区域を設定することはできません。

Q40 居住誘導区域外において、届出の対象となる行為はどのようなものですか？

以下の開発行為と建築等行為です。

(開発行為)

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為。
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの。
- ・ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものの建築目的で行う開発行為。

(建築等行為)

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合。
- ・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものを新築しようとする場合。
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合。

Q41 居住誘導区域外における届出の対象となる行為について、部分的に届出対象外とすることはできますか？

市町村の条例により、例えば、同一の土地での建替え等の一定の行為について届出対象外とすることも可能です。

Q42 居住誘導区域や都市機能誘導区域などの設定に伴う、届出義務などは、いつから発生しますか？

立地適正化計画を公表したときからです。

【都市機能及び居住を維持・確保するための具体的な施策について】

Q43 具体的な施策とは？

熊本市が目指す多核連携都市の実現に向けては、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想に示す多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方に市民懇話会でも意見の多かった地域コミュニティの維持活性化を加え、下記に示す4つの視点を軸に取り組んでいきます。

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、日常生活に必要なサービスが整う15の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図ります。

●公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスタープランや地域公共交通網形成計画との整合を図りつつ、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通軸の強化、日常生活を支えるバス路線網の再編、コミュニティ交通の導入等に取り組めます。

●居住誘導区域における人口密度の維持

公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に積極的に取り組むとともに、歩行空間や自転車走行空間、その他公共空地の整備に努め、居心地の良い空間を創出します。

●地域コミュニティの維持活性化

熊本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努め、既存集落の維持を図ると共に、市域全体の地域コミュニティの維持活性化を図ります。

Q44 施策集とは？

都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策や居住誘導区域の人口密度を維持する施策等については「別冊（施策集）」として整理します。

別冊（施策集）については、誘導施設の立地状況や人口動態等を把握しながら、その都度社会情勢に応じた施策を「熊本市多核連携都市推進協議会」にて検討しつつ、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。

Q45 具体的な施策展開の内容は？

熊本市人口ビジョンにおける趨勢のまま推移したパターンの将来推計人口は、今後数年間は人口70万人規模を維持する推計がなされており、熊本市では急激な人口減少が生じるものではありませんが、長期

的視点では平成 62（2050）年で約 64.2 万人（H27.10.29 現在）と大きく人口減少・高齢化が進展することが予測されており、例えば人口が大きく減少しても暮らしやすい都市を維持するという目的を達成するため、多核連携都市の実現に向けて様々な施策を展開していきます。

「現在の取り組みを継続する施策（例）」「当面、新たに取り組む施策（例）」「目標達成状況により新たに取り組む施策（例）」「公共交通に関する施策」に分類し、「現在の取り組みを継続する施策（例）」「当面、新たに取り組む施策（例）」については、“都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策” “居住誘導区域の人口密度を維持するための施策” “地域コミュニティを維持するための施策” として、例示しています。

「公共交通に関する施策」については、地域公共交通網形成計画 及び 同実施計画 にて取り組みを推進します。

【目標値と見直しについて】

Q46 目標値とは

熊本市立地適正化計画を進捗管理するための目標値を設定しています。

○都市機能に関する目標値

都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数

○居住に関する目標値

居住誘導区域内の人口密度（国勢調査ベース）

○公共交通に関する目標値

公共交通機関の年間利用者数

○その他全般に関する目標値

日常生活サービスが身近で利用しやすいと感じる市民の割合

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合

Q47 見直し時期について

立地適正化計画の策定後、概ね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされています。

熊本市においては、総合計画の見直し・更新にあわせて（平成 31 年度・平成 35 年度を予定）評価等を実施します。また、公正かつ専門的な立場からも評価を行うため、熊本市都市計画審議会にも評価結果を報告し、意見聴取を行います。

目標値の達成状況を評価し、他の計画との整合性などを考慮して、見直しを行います。